## 信号灯の型式承認試験基準

## 〔1〕総則

船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号)第146条の3に規定する信号灯の型式承認試験の方法及び判定基準は、次に定めるところによる。

## [2] 試験方法及び判定基準

試験は原則としてに掲げる製品試験を実施した後、に掲げる環境試験を行い、その後に掲げる性能試験を行う。

	製品試験											
		試 験 方 法			¥	٤IJ	定	基	準	対応する国際基準	備	考
1		外観検査	1									
	1	材料、構成、寸法、質量及び工作の良否を調べる。		1	(1)	仕様書	又は図面	面のとおり	<b>りであること。</b>	MSC.95(72)Annex		
					(2)	発光体	はねじ	込みソケ	ット以外の方法に	/7.1.1		
					ょ	り、本	体に確認	実に取り	付けられているこ	7.1.4		
					٤	•				7.1.5		
					(3)	主な構	成部品は	は非磁性の	本であること。	7.3.2		
					(4)	水密で	あるか)	又は浸入	した水が自然に流			
					出.	するよう	うに水抜	き穴があ	<b>うること。</b>			
					(5)	携帯式	の蓄電	池を使用	するものにあって			
					は、	、当該書	蓄電池の	質量は7	′.5kg 以下であるこ			
					٤	•						
2		標示検査	2									
	1	供試体及び発光部に標示される項目を確認する。		1	(1)	供試体	には、%	次の項目が	が標示されること。	MSC.95(72)Annex	未定 は、標	の場合
						物件の	の名称			/10.1	場所が	
						物件の	の型式			10.2	れて と。	いるこ

_				Ι				
					製造年月			
					製造番号			
					製造者			
					(2) 発光部には、次の事項が標示されること。			
					製造者名又はその略号			
					使用電圧及び消費電力			
	性	能試験						
		試 験 方 法			判 定 基 準	対応する国際基準	備	考
1		配光試験	1					
	1	暗室内の台上に静置した供試体を点灯し、安定した状態		1	光柱は円形であり、中心部分に最大光柱光度	MSC.95(72)Annex		
		(携帯式の蓄電池を使用するものにあっては、当該蓄電池を			になる点があること。また、光度分布は中心か	/5.2.1		
		使用し、点灯から2時間経った状態)になった後、次の値を			ら均等に減少していくものであること。	5.2.3		
		計測すると同時に、光度分布を調べる。			計測値は、以下の基準を満足すること。	5.2.4		
		最大光柱光度(光柱の最も明るい部分の光度)			の光度は 60,000cd 以上であること。	5.2.6		
		光度が最大光柱光度の 2 分の 1 となる点と光軸との最			の角度は9°以内であること。	7.3.3		
		大角 大角			の角度は 14 ° 以内であること。			
		光度が最大光柱光度の10分の1となる点と光軸との						
		最大角						

2		比色試験	2					
	1	供試体について、CIE(International Commission on		1	計測された色度の座標値は、CIE	MSC.95(72)Annex		
		Illumination) によって規定される供試体の色領域			Publication No.2.2 の図の次の X-Y 座標で与	/5.2.5		
		を、適正に較正された色度計測装置を用い計測すること。			えられる領域内にあること。			
					X 0.525 0.525 0.452 0.310 0.310 0.443			
					Y 0.382 0.440 0.440 0.348 0.283 0.382			
3		作動試験	3					
	1	供試体を点灯状態にした瞬間から 57,000cd になるまで		1	合計時間は、0.5 秒を越えないこと。	MSC.95(72)Annex		
		の時間及び消燈状態にした瞬間から 3,000cd になるまでの				/5.2.6		
		時間を計測する。						
4		作業性試験	4					
	1	供試体について、次の状況下で作業を行う。		1	容易に作業を行えること。	MSC.95(72)Annex		
		作業者が手袋を着用した状態で、点灯及び消燈の作				/6.1		
		業を行う。				7.1.2		
		暗室内で、発光部の取替えを行う。						
	環	境 試 験						
		試 験 方 法			判 定 基 準	対応する国際基準	備	考
1		高温試験	1					
	1	供試体を試験室等に設置し、内部を + 55 ± 3 にした後、		1	供試体は正常に作動すること。	IEC 60945(Ed.3)		
		$10 \sim 16$ 時間保持する。その後、温度を維持したままで、作				/8.2.2		
		動させる。						
2		湿度試験(携帯式、防護式及び露出式装置に限る。)	2					
	1	供試体を試験室等に設置し、内部を $3\pm0.5$ 時間かけて温		1	供試体は正常に作動すること。	IEC 60945(Ed.3)		

		度 + 40 ± 2 、湿度 93 ± 3%にした後、10~16 時間保持し、				/8.3	
		その後、温度及び湿度を保持したままで、2 時間以上作動					
		させる。					
3		低温試験	3				
	1	供試体を試験室等に設置し、内部を装置の種別により下		1	供試体は正常に作動すること。	IEC 60945(Ed.3)	
		記の温度にした後、 $10 \sim 16$ 時間保持する。その後、温度を				/8.4.2	
		維持したままで、2時間以上作動させる。					
		携带式装置: - 20 ± 3					
		防護式装置: - 15 ± 3					
		露出式装置: - 25 ± 3					
4		熱衝撃試験 (携帯式装置に限る。)	4				開口部にパ
	1	供試体を $+70\pm3$ の雰囲気の中に $1$ 時間放置する。直		1	供試体は正常に作動すること。	IEC 60945(Ed.3)	テ等を使用し
		後に、+25±3 の水中に、供試体の最浅部が水面から 100				/8.5	て内部を保護 しても差し支
		±5mm になるように設置し、1 時間放置する。その後、作					えない。
		動させる。					
5		振動及び耐久試験	5				
	1	振動試験		1	供試体は正常に作動すること。	IEC 60945(Ed.3)	
		供試体を振動試験機に取付け、作動していない状態で次				/8.7	
		に掲げる周波数の正弦波振動を鉛直方向に加え、あらゆる					
		部分での共振を検出する。					
		同様の手順で、左右及び前後方向についても試験を行う。					
		周 波 数:2~5Hz から始めて 13.2Hz まで					
		振 幅:±1mm±10%					

						T	
	2	周 波 数:13.2Hz から始めて 100Hz まで		2			
		最大加速度: 7 m/ s <sup>2</sup>					
		耐久試験					
		共振の有無により下記により耐久試験を行う。この耐久					
		試験において、その最中と最後に供試体を作動させる。					
		振動台に対し 5 倍以上の共振振動が計測された場合					
		計測されたそれぞれの共振周波数で、対応する振					
		幅又は最大加速度の振動を 2 時間加える。					
		振動台に対し 5 倍未満の共振振動が計測された場合					
		計測された共振周波数の内、1 つの共振周波数で、					
		対応する振幅又は最大加速度の振動を 2 時間加え					
		<b>ర</b> .					
		共振振動が計測されなかった場合					
		周波数 30Hz で、最大加速度 7m/s² の振動を 2 時					
		間加える。					
6		注水試験 (露出式装置に限る。)	6				
	1	供試体に次の条件で、あらゆる方向から水を 30 分間かけ		1	供試体は正常に作動すること。	IEC 60945(Ed.3)	
		続ける。なお、供試体は本試験中、作動状態とする。				/8.8	
		ノズルの内径:12.5mm					
		水 量:1001/分 ±5%					
		水 圧: の水量が得られるよう調整する。					
		水流の中心: ノズルから 2.5m 離れた位置の直径約					
		120mm の円					

		ノズルから供試体までの距離:約 3m					
							÷+ FA LL 1− L
7		耐侯性試験 (天候にさらされる携帯式装置に限る。)	7				試験片により、本試験を
	1	供試体の試験面に、表 1 により模擬された太陽光を連続		1	供試体に有害な、収縮、割れ、膨潤、溶融、	IEC 60945(Ed.3)	行ってもよ
		で 80 時間照射する。なお、試験面における光の強度は、囲			材質の変化等を生じないこと。	/8.10	ι <sub>1°</sub>
		壁面からの反射を含め、表1に記載された分光分布で1,120			供試体は正常に作動すること。		
		w/m²±10%であること。					
8		耐油試験 (携帯式装置に限る。)	8				供試体が通
	1	供試体を、19±5 で下記に定める油の中に3時間浸す。		1	供試体に有害な、収縮、割れ、膨潤、溶融、	IEC 60945(Ed.3)	常保存される
		その後、供試体を作動させる。			材質の変化等を生じないこと。	/8.11	状態におい
		アニリン点 : 120±5			供試体は正常に作動すること。		て、ケースも しくは袋等に
		引火点 : 240 以上					より保護され
		粘度 :99 において 10~25 センチストーク					ている場合は、本試験を
		ス以下の油が使用できるものとする。					省略しても差
		A S T M1 号油					し支えない。
		A S T M5 号油					
		ISO 1号油					
9		塩水噴霧試験	9				/# ++ /+ <b>/*</b> \Z
	1	供試体を試験室等に設置し、塩化ナトリウムの 5±1質		1	供試体に有害な腐食等を生じないこと。	IEC 60945(Ed.3)	供試体が通 常保存される
		量パーセントを噴霧した雰囲気中に 2 時間放置する。その			供試体は正常に作動すること。	/8.12	状態におい
		後、内部を温度 40 ± 2 、湿度 90 ~ 95%にし、7 日間保持					て、ケースも しくは袋等に
		する。この噴霧、7 日間保持を 1 サイクルとし、このサイ					より保護され
		クルを4回繰り返す。繰返しの終了後、供試体を作動させ、					ている場合 は、本試験を
		観察を行う。					省略しても差
							し支えない。